

◎新潟県告示第460号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する規程（以下「事業規程」という。）の変更を次のとおり承認した。

令和2年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 事業規程を変更した農地中間管理機構の名称

公益社団法人新潟県農林公社

2 変更概要

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）により法の一部が改正されたことに伴い（農地利用集積円滑化事業の廃止等）、所要の改正を行った。

(1) 事業実施区域の変更

(2) 農用地等の売渡等の相手方に係る要件の追加

3 承認年月日

令和2年4月1日